

**高知県における地球温暖化対策のため  
の排出削減・吸収量認証制度  
(高知県版J-クレジット制度)**

**実施要綱**

**Ver. 7.1**

**令和7年3月7日**

## 目次

第 1 章	総則 .....	1
1.1	目的 .....	1
1.2	用語の定義 .....	1
1.3	高知県版 J－クレジット制度の位置づけ .....	3
1.4	基本文書一覧 .....	3
1.5	高知県版 J－クレジット制度の原則 .....	5
1.6	高知県版 J－クレジット制度の対象 .....	6
1.7	高知県版 J－クレジットの用途 .....	8
第 2 章	運営体制 .....	10
2.1	体制 .....	10
2.2	委員会等の業務 .....	10
2.3	制度管理者の措置 .....	11
2.4	委員会の構成及び運営 .....	11
2.5	審査機関 .....	11
第 3 章	手続 .....	13
3.1	手続の流れ .....	13
3.2	高知県版 J－クレジットの管理 .....	16
3.3	バッファーに係る特別措置 .....	16
3.4	プロジェクトの取消し .....	17
第 4 章	附則 .....	18
4.1	施行日 .....	18
4.2	基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置 .....	18
4.3	経過措置 .....	19

## 第1章 総則

### 1.1 目的

高知県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（高知県版J－クレジット制度）実施要綱（以下「本実施要綱」という。）は、平成25年度以降の高知県内における排出削減対策及び吸収源対策を積極的に推進するために実施する高知県における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「本制度」という。）の位置づけ、基本の方針及び原則を示すとともに、本制度の運営のために必要な委員会の業務並びに本制度を利用する者が従うべき要件及び手続を規定することを目的とする。

なお、プログラム型プロジェクトについては、別途記載のない限り、「プロジェクト実施者」を「プログラム型運営・管理者」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」を「実施規程（プログラム型プロジェクト用）」と読み替える。

### 1.2 用語の定義

用語	定義
排出削減量・正味除去量	ベースライン排出量からプロジェクト実施後排出量を差し引いた温室効果ガスの量又はプロジェクト実施後除去量からベースライン除去量及びプロジェクト実施後排出量を差し引いた温室効果ガスの量
吸収量	プロジェクト実施後吸収量からプロジェクト実施後排出量及びベースライン吸収量を差し引いた温室効果ガスの量
追加性	本制度がない場合に、排出削減・吸収活動が実施されないこと
J－クレジット	「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J－クレジット制度）」（以下「国制度」という。）に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量
高知県版J－クレジット	本制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量
排出削減・除去・吸収活動	温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動
プロジェクト	排出削減・除去・吸収活動であって、本制度に登録されたもの
プロジェクト実施者	排出削減・除去・吸収プロジェクトを実施しようとする者又はプロジェクト登録を受けた者。具体的には各方法論に定める主要排出活動、除去活動又は吸収活動に係る設備等を管理する者
プログラム型プロジェクト	一定の追加的要件を満たす排出削減・除去・吸収活動（個別活動）を取りまとめて1つのプロジェクトとし、個別活動を隨時追加することができるプロジェクト。個別活動がプログラム型プロジェクトにおいて取りまとめられることを「入会」、取りまとめられることに合意することを「申込」という
プログラム型運営・管理者	個別活動を取りまとめ、プログラム型プロジェクトを適切に運営・管理する者

会員	プログラム型プロジェクトにおいて個別活動を実施する者。具体的には、各方法論に定める主要排出活動、除去活動又は吸収活動に係る設備等を管理し活動を実施する者
高知県版J－クレジット保有者	J－クレジット登録簿において口座を開設し、当該口座において高知県版J－クレジットを保有する者
ベースライン排出・除去・吸収量	プロジェクトを実施しなかった場合に排出又は吸収される温室効果ガスの想定量
プロジェクト実施後排出・除去・吸収量	プロジェクトを実施した場合に、当該プロジェクトに起因して排出又は吸収される温室効果ガスの量
モニタリング	プロジェクトによる排出削減・除去・吸収量を算定するために必要な値を計測、評価、記録すること
方法論	排出削減・除去・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・除去・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの
プロジェクト登録	プロジェクトを実施しようとする者から登録の申請のあった、温室効果ガス排出量の削減・除去又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動について、本制度のプロジェクトとして認めること
妥当性確認	プロジェクト登録に当たり、プロジェクト計画書に記載された内容が、本実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及びモニタリング・算定規程に規定される要件に適合しているかについて第三者が審査を行うこと
妥当性確認機関	妥当性確認を行う法人であって、国制度の実施要綱に基づいて国制度に登録された者
認証	プロジェクト実施者から認証の申請のあった排出削減・除去・吸収量について、高知県版J－クレジットとして認め、識別番号を付与すること
認証対象期間	高知県版J－クレジットとして認証される、プロジェクトが実施される期間
検証	認証に当たり、モニタリング報告書が本実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及びモニタリング・算定規程及びプロジェクト計画書に従い適正に算定されているかについて、第三者が審査を行うこと
検証機関	検証を行う法人であって、国制度の実施要綱に基づいて国制度に登録された者
審査機関	妥当性確認機関及び検証機関の総称
識別番号	高知県版J－クレジットに対し、1トン単位で付与される番号
J－クレジット登録簿	J－クレジット及び高知県版J－クレジットを管理・記録するための電子的台帳
移転	J－クレジット登録簿上で高知県版J－クレジットの保有者を変更すること
無効化	J－クレジット登録簿上で高知県版J－クレジットを無効化口座に移転

	し、それ以降移転できない状態にすること
取消し	J－クレジット登録簿上で高知県版J－クレジットを取消口座に移転し、排出削減・吸収量が生じなかった状態にすること
経団連カーボンニュートラル行動計画	一般社団法人日本経済団体連合会が策定していた環境自主行動計画に続く、平成25年度以降の産業界の地球温暖化対策の取組であった低炭素社会実行計画を変更し、令和3年11月に新たに取りまとめた計画
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること
地域版J－クレジット制度	国制度において、運営主体として承認された地方公共団体及びその集合体が、排出削減・吸収量の認証を行う制度
排出削減・除去プロジェクト	J－クレジット制度方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用）に基づき策定された森林分野以外の方法論に基づいて実施されるプロジェクトのこと
森林管理プロジェクト	J－クレジット制度方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）に基づき策定された森林分野の method論（方法論番号がF0から始まる方法論）に基づいて実施されるプロジェクトのこと

### 1.3 高知県版J－クレジット制度の位置づけ

#### 1.3.1 本制度の位置づけ

本制度は、国制度に基づき、国制度の制度管理者から「地域版J－クレジット制度」として承認された制度である。

#### 1.3.2 本制度の設計に当たっての基本的方針

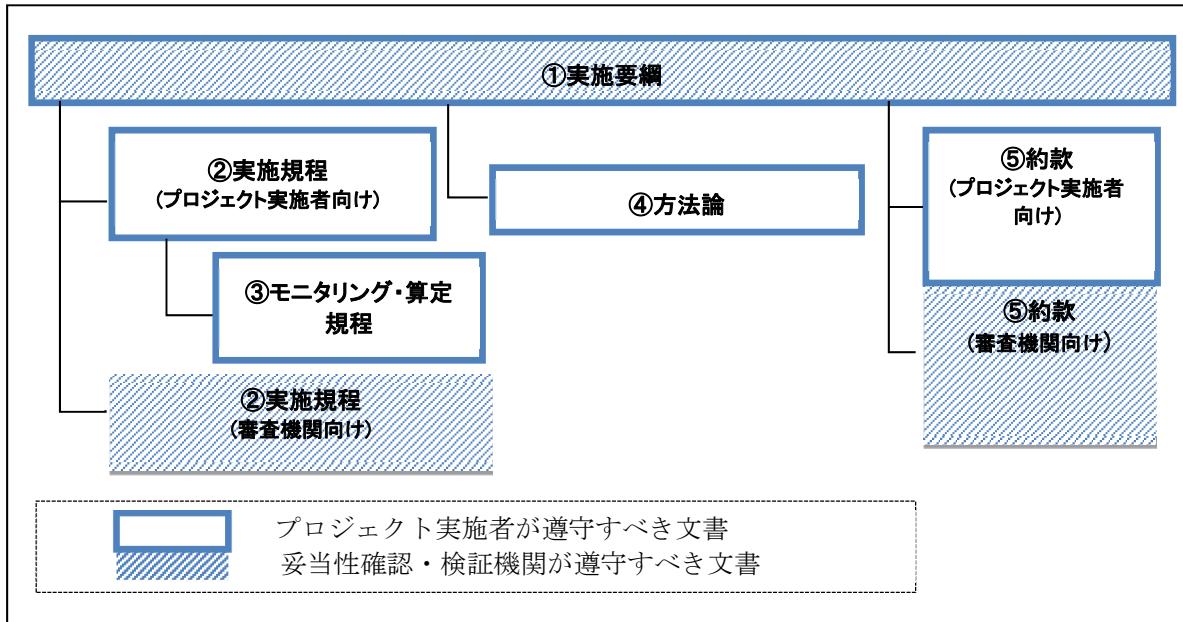
本制度は、国制度に基づき、以下の4つの理念を基本的方針として制度設計を行ったものである。

- ① 国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度とする。
- ② 環境の観点からみて信頼が得られるものとともに、使いやすく適用範囲の広い利便性のある制度とする。
- ③ 地域資源の活用による温室効果ガス削減に向けた地域の取組やクレジットの地産地消を後押しし、地域活性化につながるような制度とする。
- ④ 国際的にも評価され、海外における取組においても参考とされるような内容となることを目指す。

### 1.4 基本文書一覧

高知県版J－クレジット制度の運営に必要な制度文書のうち高知県版J－クレジット制度にお

いて従うべき要件等を定めた基本文書とその上位・下位関係は、以下のとおりである。



なお、以下の基本文書は、国制度で定める当該文書を準用するものとする。その場合、当該文書中にある「Jークレジット制度」を「高知県版Jークレジット制度」、「東京地方裁判所」を「高知地方裁判所」と読み替える。

- ②実施規程（プログラム型プロジェクト用）
- ②実施規程（審査機関向け）
- ③モニタリング・算定規程
- ④方法論
- ⑤約款（プロジェクト実施者向け）
- ⑤約款（プログラム型運営・管理者向け）
- ⑤約款（審査機関向け）

各文書の内容及び当該文書に定められた要求事項を遵守しなければならない主体（「利用者」欄に明記された主体）は以下のとおり。

文書名	規定内容		利用者
① 実施要綱	高知県版Jークレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びに高知県版Jークレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの（本文書）		プロジェクト実施者※ 審査機関
② 実施規程	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト実施者
	プログラム型プロジェクト用	プログラム型プロジェクトの実施に係るプロジェクト計画書の作成から排出削減・除去・吸収量の認証までの一連の手続において満たす	プログラム型運営・管理者及び会員

		べき要件を定めるもの	
	審査機関向け	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの	審査機関
③	モニタリング・算定規程	方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者※
④	方法論	排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者
⑤ 約款	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①、②、③、④の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者
	プログラム型運営・管理者向け	プログラム型運営・管理者が、制度管理者との関係で契約の形で①、②、③、④の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プログラム型運営・管理者
	審査機関向け	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で①、②の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	審査機関

※プログラム型プロジェクトのプログラム型運営・管理者及び会員を含む。

## 1.5 高知県版J-クレジット制度の原則

### 1.5.1 環境価値のダブルカウントの禁止

環境価値のダブルカウントとは、1つの排出削減・吸収効果を重複して認証、使用又は報告することであり、避ける必要がある。本制度においては、特に排出削減・吸収効果の重複認証、重複報告が生じないよう、排出削減・吸収量の認証要件並びにプロジェクト実施者、プログラム型運営・管理者及び会員が従うべき要件を定める。

### 1.5.2 國際規格への準拠

本制度は、プロジェクトレベルでの排出削減・吸収量の算定・報告に関する国際標準である ISO14064-2:2019 及び温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの妥当性確認・検証に関する国際標準である ISO14064-3:2019 に準拠した制度として、国際的な信頼性を確保する。また、本制度において妥当性確認及び検証を行うことのできる機関は、我が国において ISO14065:2020 の認定を取得した機関とする。

- ISO 14064-2:2019 温室効果ガス — 第二部：プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引 —
- ISO 14064-3:2019 温室効果ガス — 第三部 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引 —
- ISO 14065:2020 温室効果ガス — 認定又は他の承認形式で使用される温室効果ガスの妥当性確認及び検証機関に対する要求事項 —

制度管理者は、上述の国際規格における下記の6原則を踏まえて制度文書を策定し、本制度を運用する。

原則	内容
適切性 (Relevance)	本制度の基本的方針に合致するように、制度文書を策定すること。
完全性 (Completeness)	プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量が漏れなく算定されるよう、関連する排出削減・吸収活動を特定するよう定めること。
一貫性 (Consistency)	排出削減・吸収量が合理的に比較可能となるように統一の手順を定めること。
正確性 (Accuracy)	推計に用いられるデータの偏りと不確かさを可能な限り減らすよう定めること。
透明性 (Transparency)	プロジェクトに関する情報を適切に記録し、開示するよう定めること。
保守性 (Conservativeness)	排出削減量・吸収量が過大に評価されないことを確実にするような手順を定めること。

### 1.5.3 追加性

本制度において高知県版J－クレジットとして認証される排出削減・吸収量は、本制度が存在しない場合に対して追加的な削減・吸収が実現されたものでなければならない。

## 1.6 高知県版J－クレジット制度の対象

### プロジェクト実施者（プログラム型運営・管理者を除く）

プロジェクト実施者に制限は設けない。ただし、プロジェクト実施者は、制度管理者が認めた場合を除き、それを構成する者の中に日本国内の法律の規定により成立した法人（以下「法人」という。）を必ず含むこと（ただし、本実施要綱Ver6.2の有効期限以前に妥当性確認を申請したもの）を除く）。プロジェクト実施者が複数存在する場合は、そのうち一者を代表者としなければならない。このとき、当該代表者は法人でなければならない。

なお、外国会社のうち、会社法第818号、第819条及び第933条の規定により登記された外国法人については当該法人に該当することとし、それ以外の外国法人は当該法人に該当しないこととする。

### プログラム型運営・管理者

プログラム型運営・管理者は法人でなければならない（法人の規定に関しては、プロジェクト実施者の項で規定したものと同じとする）。プログラム型運営・管理者が複数存在する場合は、そのうち一者を代表者としなければならない。

### プロジェクト及び個別活動

- 日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量の削減に資する取組
- 日本国温室効果ガスインベントリに計上される吸収量の増大に資する取組
- その他、日本国政府が主管する以下の検討会等にて議論されている中で、制度管理者が選定する取組
  - A) 温室効果ガス排出量算定方法検討会（環境省）
  - B) ネガティブエミッション市場創出に向けた検討会（経済産業省）

### 温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に掲げる物質が対象となる。具体的には下記のガスである。

- 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- メタン (CH<sub>4</sub>)
- 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFCs) のうち政令で定められるもの
- パーフルオロカーボン (PFCs) のうち政令で定められるもの
- 六ふつ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)
- 三ふつ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

### 認証対象期間

排出削減・除去プロジェクトの認証対象期間の開始日は、方法論で別途定める場合を除き、プロジェクト登録の申請のあった日又はモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とする。森林管理プロジェクトについては、吸収量を年度単位で算定するため、認証対象期間の開始日をプロジェクト登録の申請のあった日の含まれる年度の開始日又はその翌年度の開始日とする。ただし、方法論 F0-001（森林経営活動）に基づくプロジェクト計画の登録を行う森林について、正当な理由なく年度の開始日に有効な森林経営計画が存在しない場合には、認証対象期間の開始日は、認定を受けた森林経営計画の開始日以降とする。

認証対象期間の終了日は、方法論で別途定める場合を除き、原則として認証対象期間の開始日から 8 年を経過する日までとする。認証対象期間が終了したプロジェクトと同一内容の排出削減・吸収活動を再び登録することは認めない。吸収活動については、本制度で認証対象期間が終了したプロジェクトと同じ森林における活動であっても、当該森林に係る施業等の実施計画により改めて方法論適用条件が満たされる場合は、本制度に登録されていたプロジェクトと同一の吸収活動とは見なされない。また、リース契約に基づく設備の導入を伴うプロジェクトの場合、認証対象期間の終了日は、開始日から 8 年を経過していなかったとしても、リース契約期間の終了日より以前の日までに設定しなければいけない。

プログラム型プロジェクトの認証対象期間については、実施規程（プログラム型プロジェクト用）2.2.3 の規定に従うこと。

### 認証対象期間の延長

本制度においては、プロジェクトが以下のいずれかに該当する場合に限り、認証対象期間の延長を行うことができる。なお、本項（認証対象期間の延長）において、プログラム型プロジェクトについては、「プロジェクト」を「個別活動」、「プロジェクト登録」を「個別活動の入会申込」と読み替える。

- 平成 28 年 9 月 27 日までにプロジェクト登録が承認されており、かつ、延長前の認証対象期間の終了日が令和 3 年 3 月 31 日までのプロジェクト（制度延長に伴う認証対象期間の延長）
- 令和 4 年 8 月 5 日までにプロジェクト登録が承認されている森林管理プロジェクト（森林管理プロジェクトの認証対象期間の延長に伴う認証対象期間の延長）
- 初回のプロジェクト登録による認証対象期間（8 年間）が経過する時点でベースライン排出量の再設定を実施し、なおも引き続き排出削減量が見込まれるプロジェクト（ベースライン再設定による認証対象期間の延長）
- プログラム型プロジェクト（プロジェクト全体の認証対象期間の延長）

ベースライン再設定による認証対象期間の延長を実施した場合の延長後の認証対象期間の終了日は、原則として延長前の認証対象期間の終了日の翌日から起算して 8 年を経過する日とする。なお、既にベースライン再設定による認証対象期間の延長を実施済みのプロジェクトにおいて、再度、ベースライン再設定による認証対象期間の延長を行うことは認めない。

#### 高知県版 J クレジット保有者の要件

高知県版 J クレジット保有者に制限は設けない。

#### 1.7 高知県版 J クレジットの用途

高知県版 J クレジットの用途は下記のとおりである。ただし、高知県版 J クレジットを活用する側の制度等においてプロジェクト実施者又は会員の属性やプロジェクトの種類に応じて活用に制限が設けられる場合がある。

- GX リーグにおける排出実績の報告
- 経団連カーボンニュートラル行動計画
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定報告公表制度における調整後排出量の報告
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく定期報告における非化石エネルギー使用量の報告
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告
- カーボン・オフセット
- 国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム (CORSIA) におけるオフセット (CORSIA 適格と認められた J クレジットに限られる)

#### 活用に制限が設けられる場合の例

- 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成には、①②のみ利用可。  
①経団連カーボンニュートラル行動計画参加者／非参加者が実施した森林管理プロジェクト由来高知県版 J クレジットを目標達成に利用可。

- ②経団連カーボンニュートラル行動計画非参加者が実施した排出削減プロジェクト由来高知県版J-クレジットを目標達成に利用可。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく定期報告における非化石エネルギー使用割合の報告には、省エネルギー等分野の一部(EN-S-019, 043, 044)及び再生可能エネルギー分野(EN-R)の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来高知県版J-クレジット(非化石エネルギーを活用するものに限る)のみ利用可。
  - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告には、省エネルギー等分野(EN-S)の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来高知県版J-クレジット(エネルギーの使用の合理化に資すると認められるものに限る)のみ利用可。

#### CORSIAにおけるオフセットに係る特別手続

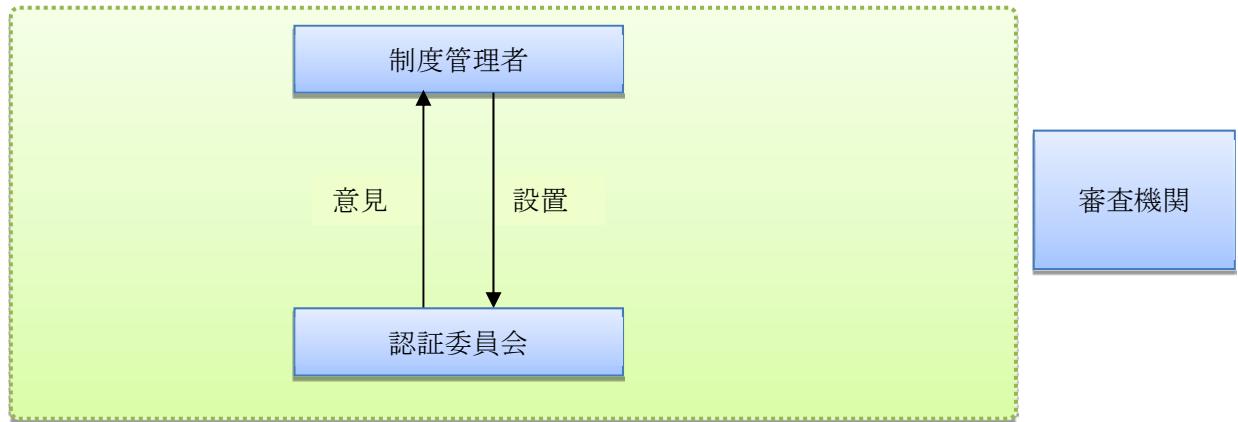
- 関係省庁は、CORSIAにおけるオフセットのための使用に係る適格性を日本国政府が予備的に承認した(CORSIA適格と認められる)J-クレジットを指定し、その情報を公開する。
- CORSIAにおけるオフセットのためにJ-クレジットを無効化する者は、当該クレジットがCORSIA適格と認められていることを公開情報に基づき確認の上、その数量、属性、無効化用途及びオフセット対象期間に係る情報を添えて、関係省庁に対し無効化を申請する。
- 関係省庁は、上記申請のあったJ-クレジットがCORSIA適格と認められること等を確認の上、無効化を承認する。申請の内容に不備があった場合は、申請を差し戻す。
- 関係省庁は、日本政府に対し、承認した無効化の数量を報告し、当該J-クレジットがCORSIAにおけるオフセットのために使用されることを最終的に承認する文書の発出を求める。
- 関係省庁は、上記文書を確認の上、申請のあったJ-クレジットの無効化が実施され、CORSIAにおけるオフセットのための使用が承認され有効となったことを、無効化の申請者に対し通知する。

## 第2章 運営体制

### 2.1 体制

本制度は、以下の主体によって運営される。それぞれの主体同士の関係性は下図のとおり。

- ・ 制度管理者（高知県）
- ・ 高知県オフセット・クレジット認証運営委員会（以下「委員会」という。）
- ・ 審査機関



### 2.2 委員会等の業務

2.1で定める主体は、以下の業務を担当する。

#### 制度管理者

- ① 制度文書の決定及び改廃
- ② 委員会の設置
- ③ プロジェクト登録
- ④ 認証
- ⑤ 高知県版J-クレジットの管理その他本制度の運営に必要な業務

#### 委員会

- ① プロジェクト登録及び計画変更に関する審議
- ② 認証に関する審議
- ③ 制度管理者への制度変更に関する意見の提出
- ④ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議

#### 審査機関

- ① プロジェクト登録に関する妥当性確認業務の実施
- ② 排出削減・吸収量の認証に関する検証業務の実施

## 2.3 制度管理者の措置

制度管理者は、国制度に基づく高知県版J－クレジット制度の承認を維持するため、以下の措置を講じる。

- ① 制度管理者は、国制度の制度文書が決定又は改廃された場合、遅滞なく当該決定又は改廃に對応した措置を講じる。
- ② 制度管理者は、国制度の制度文書の決定又は改廃によらずに本実施要綱の変更を行う場合は、速やかに国制度の制度管理者に対して高知県版J－クレジット制度の変更に係る承認の申請を行う。
- ③ 制度管理者は、国制度の制度管理者が本制度のプロジェクト登録及び認証が適切に行われているかどうかを確認するために行う実地確認等を受ける。
- ④ 制度管理者は、実地確認等の結果を踏まえ、国制度の制度管理者からスキームの運営が適切でないとして改善を求められた場合、その指示に従い、所用の改善措置を講じる。
- ⑤ 制度管理者は、高知県版J－クレジット制度の承認の有効期限内に国制度の制度管理者に対して高知県版J－クレジット制度承認申請書を提出する。

## 2.4 委員会の構成及び運営

委員会の構成及び運営については、別に定める「高知県オフセット・クレジット認証運営委員会設置要綱（ただし、第3条アは除く）」による。

## 2.5 審査機関

### 2.5.1 審査機関の要件

本制度において妥当性確認及び検証を行う機関は、以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① 我が国におけるIAFMLAメンバー<sup>1</sup>による、ISO 14064-2:2019に対応するISO 14065:2020認定を取得した機関であること。ただし、ISO 14065:2020認定を取得した認定分野に含まれる、本制度の各方法論を用いたプロジェクトに対してのみ、妥当性確認又は検証を行うことができる。
- ② 国制度における妥当性確認・検証機関として登録されていること。

### 2.5.2 審査機関の登録取消し・一時停止

- ① 審査機関は、ISO 14065:2020の認定が取り消されたこと等により、国制度における当該審査機関の登録を取り消された場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を含め本制度において妥当性確認・検証を実施することはできない。
- ② 審査機関は、ISO 14065:2020の認定が一時停止となったこと等により、国制度における当該審査機関の登録を一時停止された場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を除いて本制度において新たな妥当性確認・検証を開始することはできない。

<sup>1</sup> 我が国における国際認定フォーラム（IAF）の品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム又は製品認証に関する相互承認（MLA）メンバー。

### **2.5.3 審査機関による登録取消しの申請**

審査機関は、国制度における登録の取消し申請が受理された日以降は、妥当性確認・検証を行うことができない。ただし、取消し申請が受理された日以前に行った妥当性確認・検証に起因する義務は、引き続き負うものとする。

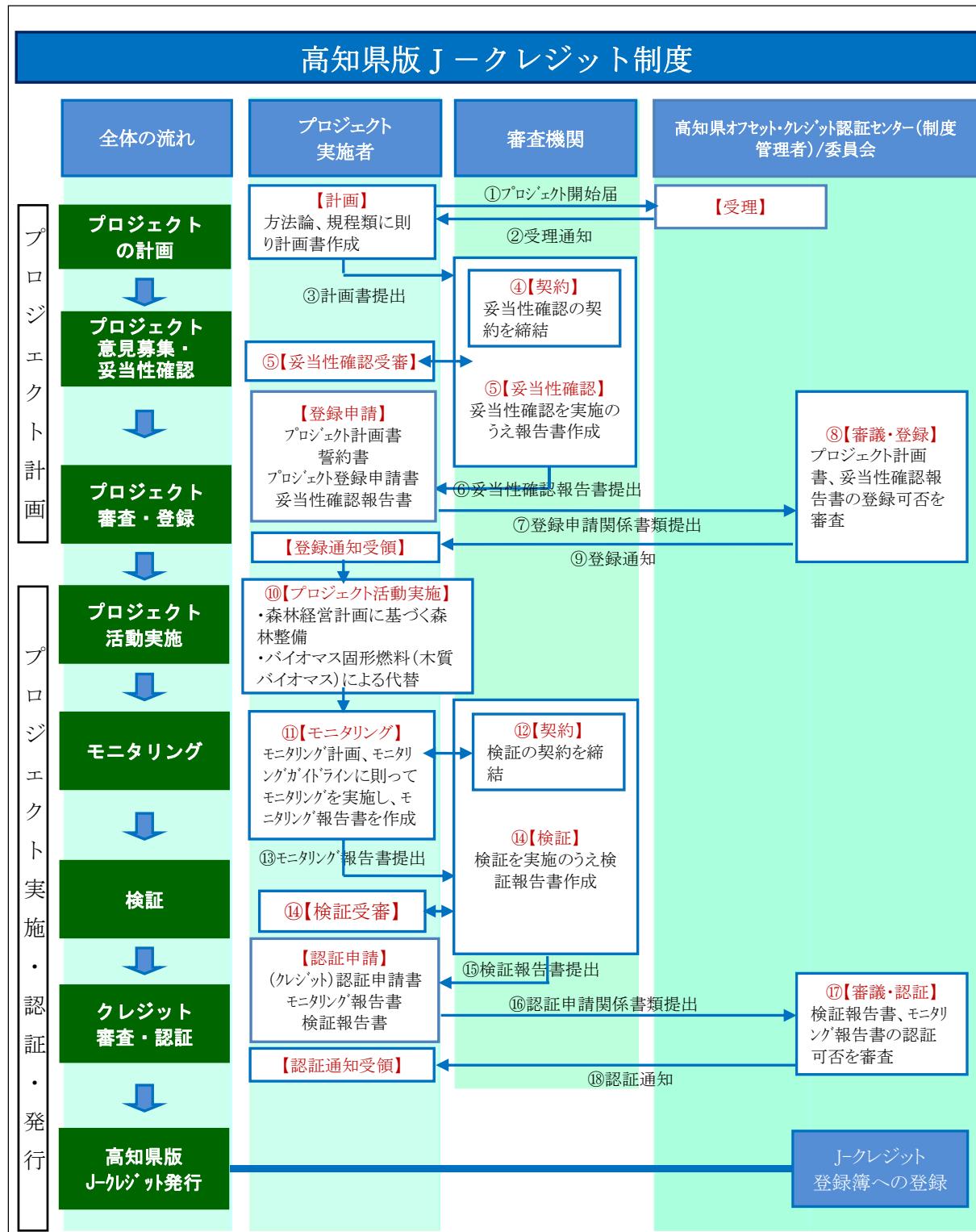
## 第3章 手続

### 3.1 手続の流れ

#### 3.1.1 概要

本制度における手続の概要は以下のとおり。

プロジェクトの計画から認証、発行までの流れ



### 3.1.2 本制度が対象とする方法論の種類

本制度が対象とする方法論は、国制度で承認されている方法論のうち、以下のものとする。

①FO-001 森林経営活動

②EN-R-001 バイオマス固体燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替

### 3.1.3 プロジェクトの計画

プロジェクト実施者（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、その代表者が、以下で「プロジェクト実施者」が行うと定められている手続を行う。）は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、プロジェクト計画書を作成する。本制度に基づき登録されるプロジェクトは、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。個別活動が満たさなければならない要件は、実施規程（プログラム型プロジェクト用）2.2に定める。

- ① 高知県内で実施されること。
- ② プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること（ただし、森林管理プロジェクト及び本実施要綱Ver.3.0の有効期限以前に登録申請したものと除く）。
- ③ 認証対象期間に関する本実施要綱1.6の規定に合致していること。
- ④ 類似制度において、同一内容の排出削減・除去・吸収活動によるプロジェクトが登録されていないこと。
- ⑤ 追加性を有すること。
- ⑥ 本制度が対象とする方法論に基づいていること。
- ⑦ 環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。
- ⑧ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑨ （方法論が定める場合のみ）永続性担保措置を取ること。
- ⑩ 国制度において登録を受けていないこと。
- ⑪ その他本制度の定める事項に合致していること。

### 3.1.4 プロジェクト計画開始届

プロジェクト実施者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、妥当性確認機関との契約を行う前に当該プロジェクトの登録に係るプロジェクト計画開始届を作成し、制度管理者に提出する。

### 3.1.5 妥当性確認

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請に当たって、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、妥当性確認機関による妥当性確認を受ける。

妥当性確認機関は、実施規程（審査機関向け）に従って妥当性確認を実施し、妥当性確認報告書をプロジェクト実施者に提出する。

### 3.1.6 審議・登録

プロジェクト実施者は、妥当性確認を受けた上で、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、プロジェクト登録の申請を行う。

制度管理者は、委員会によるプロジェクト登録に関する審議を踏まえ、プロジェクトが適切で

あると認められる場合、登録する。また、プロジェクト実施者に対して遅滞なく登録の通知を行うとともに、プロジェクト計画書及び妥当性確認報告書の内容について、遅滞なく公開する。制度管理者は、登録の申請を受理した日から 10 週間以内に登録の可否の決定を行うよう努めるものとする。

### 3.1.7 モニタリング・算定

プロジェクト実施者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）及びプロジェクト計画書に従つてモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。

### 3.1.8 検証

プロジェクト実施者は、認証の申請に当たって、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従つて検証機関による検証を受ける。

検証機関は、実施規程（審査機関向け）に従つて検証を実施し、検証報告書をプロジェクト実施者に提出する。

### 3.1.9 審議・認証

プロジェクト実施者は、検証を受けた上で、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従つて認証の申請を行う。本制度に基づき認証される排出削減・除去・吸収量は、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。プログラム型プロジェクトにおいて認証される排出削減・除去・吸収量が満たさなければならない要件は、実施規程（プログラム型プロジェクト用）2.2 に定める。

- ① プロジェクトを実施した結果生じていること。
- ② 排出削減・除去・吸収量が、プロジェクト計画書に従つて算定されていること。
- ③ 検証機関による検証を受けていること。
- ④ ②の排出削減・除去・吸収量を算定した期間が、本実施要綱 1.6 が規定する認証対象期間の終了日を越えないこと。
- ⑤ 類似制度においてプロジェクト登録や排出削減・除去・吸収量の認証を受けていないこと。
- ⑥ その他制度の定める事項に合致していること。

制度管理者は、委員会による当該排出削減・除去・吸収量の認証に関する審議を踏まえ、当該排出削減・吸収量が適切であると認められる場合、認証する。また、プロジェクト実施者が指定した口座保有者に対し高知県版 J-クレジットに付与された識別番号を通知するとともに、モニタリング報告書及び検証報告書の内容について、遅滞なく公開する。制度管理者は、認証の申請を受理した日から 30 営業日以内に認証の可否を決定するよう努めるものとする。

### 3.1.10 プロジェクト計画書の変更

プロジェクト登録後にプロジェクト計画書の内容を変更する場合は、プロジェクト実施者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従つて、プロジェクト計画書の変更届を制度管理者に提出する。

### 3.2 高知県版Jークレジットの管理

高知県版Jークレジットは、国制度における「Jークレジット登録簿」に登録される。

高知県版Jークレジットは、Jークレジット登録簿への記録により効力を生じ、直ちにJークレジット登録簿の口座の名義人に帰属するものとする。

保有・移転・無効化等の登録簿上の取扱いについては、国制度における「登録簿規程」に従つてJークレジットと同様とする。

また、制度管理者が、高知県版Jークレジット分をエネルギー削減量、再生可能エネルギー量又は森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等として使用する場合には、ダブルカウントを防止するための措置を講じるものとする。

### 3.3 バッファーに係る特別措置

制度管理者は、排出削減・除去・吸収活動による効果が消失するリスクがあると判断された方法論のプロジェクトから発行される高知県版Jークレジットについて、一定割合をJークレジット登録簿上のバッファー管理口座に確保し、必要に応じて無効化するものとする。

#### 3.3.1 森林管理プロジェクト

制度管理者は、自然攪乱や収用などの避けがたい土地転用が生じた場合に備え、森林管理プロジェクトから発行される高知県版Jークレジットのうち、3%をJークレジット登録簿上のバッファー管理口座に確保する。

制度管理者は、バッファー管理口座に確保した高知県版Jークレジットを次のとおり無効化口座に移転する。

- ①林野庁等の公的機関が公表する統計等に基づいて、森林面積全体に対する自然攪乱面積等の割合を年度ごとに算定し、当該年度までに発行した森林管理プロジェクトの全クレジット量に対する当該割合分のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。
- ②認証対象期間中の自然攪乱等の発生及び森林病虫獣害対策等として法令その他規定等（国又は地方公共団体が発出する文書に限る）に基づく主伐の実施について、方法論付記の規定に従いプロジェクト実施者が報告した場合、当該箇所において発行していた量と同量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。
- ③認証対象期間中に、プロジェクト実施地が公道用地又は送電線用地等へ転用されることが決定した場合であって、プロジェクト計画作成時に予見し得ないなどやむを得ない理由が認められる場合、当該箇所において発行していた量と同量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。
- ④方法論F0-001（森林経営活動）に基づき、主伐後に再造林を計画してプロジェクト計画の登録を行う森林から除外し、再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等（森林経営計画の認定基準として森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第38条第5号、同第39条第1項、同第39条第2項第2号において定められている主伐の下限林齢をいう。）に相当する炭素蓄積量（二酸化炭素トンに換算したもの）を当該林分で発生する実質的な排出量に係る補填量の算出に使用した場合であって、当該林分の林齢が標準伐期齢等に

到達するまでの期間（以下「再造林モニタリング期間」という。）に、自然災害又は森林病害虫による被害の発生及び収用等のやむを得ない転用等により、当該林分の林齢が標準伐期齢等まで到達することが見込めなくなったことについて、方法論付記の規定に従いプロジェクト実施者が報告した場合、当該林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量と同量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。なお、再造林モニタリング期間に自然災害等による被害を受けた場合であっても、当該被害跡地に改めて前生樹と同一樹種を用いて自然災害等による被害を受けた年度から2年後の3月31日までに再造林を行うとき（ただし、森林保険に加入している場合はこの限りではない。）は、バッファー管理口座から無効化口座への移転を要しないこととする。

その他、プロジェクト実施者による、故意による土地転用・不適切な主伐に伴う吸収効果消失を防止するための吸収量の永続性の確保に関する所要の措置を方法論に定める。

#### 3.4 プロジェクトの取消し

プロジェクト実施者は、方法論で別途定める場合を除き、プロジェクト取消しを申請することができる。プロジェクトの取消し申請が受理された日以降は、認証の申請を行うことができない。ただし、取消し申請が受理された日以前に行ったプロジェクトに起因する義務については、引き続き負うものとする。

## 第4章 附則

---

### 4.1 施行日

本文書は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

### 4.2 基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置

<全てのプロジェクト実施者>

- ・制度管理者は、プロジェクト実施者又は会員が基本文書に違反したと認められる場合は、当該プロジェクト実施者又は当該会員が入会しているプログラム型プロジェクトのプログラム型運営・管理者に対し、当該違反内容を是正する措置に関する説明及び必要な証拠等を提出することを求め、求められてから 40 営業日以内にその提出がなかった場合は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するとともに、当該プロジェクト実施者が発行を受けた高知県版 J－クレジットの全部又は一部と同量の高知県版 J－クレジットの補填を求めることができる。
- ・当該プロジェクト実施者が、是正措置に関する説明及び必要な証拠等を提出し、制度管理者が当該是正措置の内容を妥当と判断した場合、制度管理者は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を維持し、当該是正措置の内容に対応した量の高知県版 J－クレジットの補填を求めることができる。ただし、プロジェクト実施者又は会員が繰り返し基本文書に違反した場合等悪質な違反と認められる場合については、制度管理者は、再度プロジェクトの登録を抹消するとともに、その後の是正措置にかかわらず、登録の抹消後 1 年間は当該プロジェクト実施者又は当該会員からの新たなプロジェクト登録の申請、高知県版 J－クレジットの取得・移転・無効化、当該プロジェクト実施者又は当該会員を取りまとめているプログラム型プロジェクトの登録や認証の申請を拒否することができる。
- ・制度管理者は、認証の対象となった排出削減・除去・吸収量が、他の類似制度において二重に認証されていることを把握した場合、プロジェクト実施者に対し、40 営業日以内に同量の高知県版 J－クレジットの補填を行う求めることができる。40 営業日以内に当該補填に応じなかった場合、制度管理者は、高知県版 J－クレジットの補填が行われない限り、新たに高知県版 J－クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。
- ・本項に定める高知県版 J－クレジットの補填の方法は以下のとおり。
  - ① 補填の原因となる違反があったプロジェクトから発行された高知県版 J－クレジットが、第三者に移転される前であれば、当該プロジェクト実施者が所有する高知県版 J－クレジットを、制度管理者が強制的に取り消す。
  - ② ①による取消し量では、補填に必要な高知県版 J－クレジット量が不足する場合、当該プロジェクト実施者は、当該不足分に相当する量の、当該違反のあったプロジェクトと原則として同じ分野(省エネルギー等、森林の 2 区分)の方法論に基づくプロジェクトにおいて認証された、制度管理者が指定する高知県版 J－クレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡するか、又は制度管理者が指定する方法で取り消さなければならない。

<プロジェクト実施者（森林管理プロジェクトのみ）>

- ・制度管理者は、方法論に定める補填義務について、期限までの履行が確認されない場合、その後も補填義務の履行が確認されない限り、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するとともに、新たに高知県版J-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。

#### <審査機関>

- ・制度管理者は、審査機関が基本文書に違反したと認められる場合は、速やかに国制度の制度管理者にその旨を報告する。
- ・国制度の制度管理者から一時停止を受けた場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を除いて本制度において新たな妥当性確認・検証を開始することはできない。また、取消しを受けた場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を含め本制度において妥当性確認・検証を実施することはできない。

### 4.3 経過措置

#### 4.3.1 基本文書の改定に伴う経過措置

基本文書の改定を行う場合について、改定前の基本文書の有効期限は、原則として以下のとおりとする。

- ① 当該改定が、改定前の基本文書の規定を適用しているプロジェクト実施者に影響を及ぼさない場合は、当該改定日の前日までとする。
- ② 当該改定が、改定前の基本文書の規定を適用しているプロジェクト実施者に影響を及ぼす場合は、当該改定日から6ヶ月後の日までとする。

#### 4.3.2 制度移行に伴う経過措置

高知県オフセット・クレジット（高知県J-VER）制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度において、高知県オフセット・クレジット（高知県J-VER）制度が対象としていた方法論（方法論番号R001又はR002）に関するプロジェクトの登録を受けていた者は、別に定める「移行届」を提出することにより、当該プロジェクト開始日から8年を経過する日までの間は、本制度において、高知県オフセット・クレジット（高知県J-VER）制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度のルールに基づき、当該プロジェクトに起因する排出削減・吸収量の認証を受けることができる。

上記の措置により発行されるクレジットは、高知県版J-クレジットとみなす。ただし、クレジットの活用先については、登録を受けていた制度のルールに基づく。

また、高知県オフセット・クレジット（高知県J-VER）制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度に参加していた場合であっても、排出削減事業開始日又はプロジェクト開始日から8年間が経過した後に引き続き同一の排出削減・除去・吸収活動に起因する排出削減・除去・吸収量の認証を本制度において受けようとする場合、本実施要綱1.6の規定に関わらず、その時点で最新の制度文書に従って、プロジェクトの更新の申請を行うことができる。この場合、更新の手続はプロジェクト登録の手続に準ずることとするが、妥当性確認に当たっては、追加性の評価を行う必

要はない。その際に設定するベースラインは、高知県版J－クレジット制度の方法論における新設プロジェクトのベースラインの設定方法に従う。また、更新を受けたプロジェクトの認証対象期間の終了日は、原則として、令和3年3月31日までとする。なお、更新を受けたプロジェクトにおいても、本実施要綱1.6が規定するベースライン再設定による認証対象期間の延長を参照することが可能である。

ただし、高知県オフセット・クレジット（高知県J-VER）制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度において実施していた事業又はプロジェクトが、高知県版J－クレジット制度における設備更新のみを対象とした方法論に対応する事業若しくはプロジェクト又は設備導入を伴わない事業若しくはプロジェクトであった場合は、モニタリング開始日から8年間が経過した日以降は、プロジェクトの更新を行うことはできない。

## 改定履歴

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	H25.10.1	H27.1.19	新規制定
2.0	H27.1.20	H27.6.3	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>認証対象期間に森林管理プロジェクトにおける特例を追記</p> <p>森林管理プロジェクトにおける認証対象期間の開始日の特例措置について追記</p> <p><b>3.1.2 本制度が対象とする方法論の種類</b></p> <p>本制度が対象とする方法論を追記</p> <p><b>3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置</b></p> <p>プロジェクト計画段階で予見し得なかった土地転用による排出量をバッファ一口座のクレジットにより補填する旨を明確化</p> <p><b>4.3.1 基本文書の改定に伴う経過措置</b></p> <p>基本文書の改定に伴う経過措置を追記</p> <p><b>4.3.2 制度移行に伴う経過措置</b></p> <p>オフセット・クレジット（J－VER）制度からの移行、オフセット・クレジット（J－VER）制度及び国内クレジット制度からの更新について追記</p>
2.1	H27.6.4	H28.1.27	<p><b>3.1 プロジェクトの計画から認証、発行までの流れを示したフロー図を修正</b></p>
2.2	H28.1.28	H28.9.30	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>温室効果ガスとして「三ふつ化窒素（NF3）」を追記</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b></p> <p>プロジェクトの登録要件として「類似制度において登録されていないこと」を追記</p> <p><b>3.1.9 審議・認証</b></p> <p>排出削減・吸収量の認証要件として「プロジェクトが類似制度において登録されていないこと」を追記</p>
3.0	H28.10.1	H29.7.20	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>認証対象期間の終了日を「認証対象期間の開始日から8年を経過する日若しくは平成43年4月31日のいずれか早い日まで」に変更等</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b></p> <p>プロジェクトの要件の③として「認証対象期間に関する本実施要綱1.6の規定に合致していること」を追加等</p> <p><b>3.1.9 審議・認証</b></p>

			<p>認証要件の④で、排出削減・吸収量を算定した期間を、「本実施要綱 1.6 で規定する認証対象期間の終了日を超えないこと」に変更</p> <p><b>4.3.2 制度移行に伴う経過措置</b></p> <p>第3段落（更新に係る規定）の末尾に、「また更新を受けたプロジェクトの認証対象期間の終了日は、本実施要綱 1.6 の規定に関わらず、平成 33 年 3 月 31 日までとする。」を追加</p>
4.0	H29. 7. 21	H29. 8. 31	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>対象となるプロジェクトの記述から「平成25年4月1日以降に実施されるもの」を削除</p> <p><b>2.2 委員会等の業務</b></p> <p>委員会等の担当する業務に関する記述を訂正</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b></p> <p>要件②を「プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること」に変更</p> <p><b>4.4 プロジェクト開始時期の特例</b></p> <p>項目全体を削除</p>
4.1	H29. 9. 1	R2. 8. 2	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>森林管理プロジェクトの認証対象期間の開始日に係る記述の「プロジェクト開始日」を「プロジェクト登録の申請のあった日」に変更</p> <p>「森林施業計画」の文言を削除</p> <p><b>3.1.1 概要（手続の流れ）</b></p> <p>⑩【森林整備実施】から「森林施業計画」の文言を削除</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b></p> <p>要件②の括弧内に「森林管理プロジェクト及び」を追加</p>
5.0	R2. 8. 3	R3. 8. 12	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>「認証対象期間の延長」を追加</p> <p><b>3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置</b></p> <p>自然攪乱及び土地転用に対するバッファ一口座からの無効化に係る規程を統合的に整理</p> <p><b>4.3.2 制度移行に伴う経過措置</b></p> <p>「更新を受けたプロジェクトにおいても、実施要綱 1.6 に規定するベースライン再設定による認証対象期間の延長を参照することが可能」であることを追加</p>

5. 2	R3. 8. 13	R3. 12. 23	<p><b>1. 6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>認証対象期間について方法論で別途定める場合があることを明記。同じく終了日に関して「令和13年3月31日」に係る記述を削除。</p>
5. 3	R3. 12. 24	R4. 8. 24	<p><b>1. 2 用語の定義</b></p> <p>低炭素社会実行計画を経団連カーボンニュートラル行動計画に変更。</p> <p><b>1. 6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>認証対象期間の延長を行うことができるプロジェクトに「プログラム型プロジェクト」を追加。</p> <p><b>1. 7 高知県版Jークレジットの用途</b></p> <p>低炭素社会実行計画を経団連カーボンニュートラル行動計画に変更し、用途に係る記述を変更。</p>
5. 4	R4. 8. 25	R4. 12. 22	<p><b>1. 2 用語の定義</b></p> <p>排出削減プロジェクトと森林管理プロジェクトを追加。</p> <p><b>1. 6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>森林管理プロジェクトの認証対象期間及びその延長に係る記述を修正。</p> <p><b>3. 3 森林管理プロジェクトに係る特別措置</b></p> <p>バッファーアー管理口座からの無効化に係る記述を加筆修正。</p>
5. 5	R4. 12. 23	R5. 3. 9	<p><b>1. 6 高知県版Jークレジット制度の対象</b></p> <p>森林管理プロジェクトの認証対象期間の開始日に係る記述を修正。</p>
5. 6	R5. 3. 10	R5. 5. 24	<p><b>1. 7 高知県版Jークレジットの用途</b></p> <p>改正省エネ法におけるJークレジットの活用を追記。 参照しているISOの版の番号を明記。</p>
6. 0	R5. 5. 25	R5. 12. 17	<p><b>3. 13 プロジェクトの計画</b></p> <p>プロジェクトが満たすべき要件に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」を追加</p>
6. 2	R5. 12. 18	R7. 2. 13	<p><b>1. 7 高知県版Jークレジットの用途</b></p> <p>CORSIAにおけるオフセットについて追記。 「GXリーグにおける排出量実績の報告」を追加。 「CORSIAにおけるオフセットに係る特別手続」を改定。</p> <p><b>3. 1. 6 審議・登録</b></p> <p>妥当性確認報告書の公開について追記</p>

			<p><b>3.1.9 審議・認証</b> 検証報告書の公開について追記。</p> <p><b>3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置</b> ④で、主伐後に再造林を実施した林分が標準伐期齢等まで到達することが自然災害等により見込めなくなつた場合におけるバッファー管理口座からの無効化量に係る規定を改定。</p> <p><b>4.2 基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置</b> Jークレジットの補填に係る規定を追加するなど改定</p>
7.0	R7.2.14	R7.3.6	<p><b>1.6 高知県版Jークレジット制度の対象</b> プロジェクトの対象として、日本国政府が主管する検討会等にて議論されている中で制度管理者が選定する取組を追加。それを踏まえて全体を通して活動種類に「除去」を追加。 プロジェクト実施者が日本国内の法律の規定により成立した法人を必ず含むことを定める規定を追加。</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b> 永続性担保措置を取る場合を「森林管理プロジェクトの場合」から「方法論が定める場合」に変更。</p> <p><b>3.1.10 プロジェクト計画書の変更</b> プロジェクト計画書の変更届の提出先を「事務局」から「制度管理者」に修正。</p> <p><b>3.3 バッファーに係る特別措置</b> 「森林管理プロジェクトに係る特別措置」から節題を変更し、新設。</p> <p><b>3.3.1 森林管理プロジェクト</b> 節番号を3.3.1とするとともに、節題を「森林管理プロジェクト」に変更。 ②の実施規程(プロジェクト実施者向け)への言及を、方法論付記への言及に変更。 プロジェクト計画の登録を行う森林に係る方法論FO-001の改定を踏まえて④を修正。</p> <p><b>3.4 プロジェクトの取消し</b> 「方法論で別途定める場合を除き」とのただし書きを追加。 その他、所用の修正</p>

7.1	R7.3.7	－	<p>全般 プログラム型プロジェクトに適用する記述を追加。</p> <p><b>1.6 Jークレジット制度の対象</b> プロジェクト実施者が複数存在する場合に代表者を選定する規定を追加。 リース設備に関する認証対象期間の補足を追記。</p> <p><b>2.2 委員会等の業務</b> 認証委員会の業務に計画変更に関する審議を追加。</p> <p><b>3.1.8 審議・認証</b> 認証委員会後に制度管理者が認証の可否を決定するまでの期間の目安に関する規定を修正。</p>
-----	--------	---	---